【様式２―①】

規制の事前評価書（簡素化 A）

法 令 案 の 名 称：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案
規 制 の 名 称：特定外来生物の指定
規 制 の 区 分：□新設 ☑拡充 □緩和 □廃止
担 当 部 局：環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室
評 価 実 施 時 期：令和８年（2026 年）10 月

★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げるⅰ又はⅱのいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

（該当要件）
ⅰ

（該当理由）
・ 規制の追加に伴う大規模な設備投資等が想定されないことから、負担の合計として、年間 10 億円未満になり、かつ、個々の規制対象者の順守費用について、３「負担の把握」＜遵守費用＞にて記載のとおり、極めて少ないと推計されるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
ⅰ	**規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの（様式2―①）** ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ⅱ	**規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの（様式2―①）**

1　規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

・　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）は、海外から我が国に導入された外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害（以下「生態系等に係る被害」という。）を防止するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成 17 年政令第 169 号。以下「令」という。）により、特定外来生物として定められた外来生物の飼養等、輸入その他の取扱いについて規制を行っている（法第２条、第４条～第 10 条）。今般、専門家による議論の結果、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあることにつき新たに知見が得られた Boiga 属（オオガシラ属）32 種を、法第２条第１項の政令で定める特定外来生物として追加する。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

・ 2026 年９月に開催された「特定外来生物等専門家会合」における有識者の意見も踏まえ、法の主務省として、以下の考え方から、Boiga 属（オオガシラ属）32 種について、特定外来生物とすることが妥当であると判定した。

（Boiga 属（オオガシラ属）の特定外来生物指定の考え方）

オオガシラ属 37 種のうち、５種は既に特定外来生物とされている。オオガシラ属の種については、オーストラリア中東部から東南アジア原産の比較的大型になる樹上性の高次捕食者であり、南日本、種類によっては関東以南に定着のおそれがある。我が国の野外に定着すれば、鳥類、爬虫類、両生類などの在来生物の捕食や、生息地又は餌動植物等に係る在来生物との競合によって、在来生物の種の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被害を及ぼすおそれがあることから、オオガシラ属の全種を特定外来生物とすることが適当である。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

・　Boiga 属（オオガシラ属）32 種が特定外来生物として定められた場合、飼養、保管、運搬（以下「飼養等」という。）、放出、輸入その他の取扱いについて規制が行われる。

2　効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

（既存の飼養、流通について）

・Boiga 属（オオガシラ属）全種のうち、５種は既に特定外来生物とされており、32 種は現在未判定外来生物とされている。既に特定外来生物に指定されている５種について、過去の飼養等許可の申請がなされたのは合計３件（2008 年から 2012 年）を把握している。新たに特定外来生物となる種については、爬虫類専門ショップホームページによると、新規指定種のうち３種については、2010 年代にペット販売された事例があったものの、インターネットオークションサービスにおける、2016 年８月から 2026 年８月までのオオガシラ属の実売個体数の実績は得られていない。北米の動物園における飼育期間の記録において Boiga 属（オオガシラ属）の５種について８年から 13 年の長寿飼育記録であったことを加味すれば、現時点で国内での Boiga 属（オオガシラ属）の種の飼養等は基本的にされていないか、ごく僅少であると考えられる。

（許可申請を通じた飼養頭数の把握、新たな飼養者に対する適切な飼養の指導について）

・この度特定外来生物に指定し、飼養等や輸入、放出等を規制するが、本件規制により生じる許可申請手続きによって、現に国内で飼養される個体数や今後の輸入数及び新規飼養数を把握することができる。これらの

手続き並びに報告徴収及び立入検査により既存の飼養者、新たな飼養者に対して特定外来生物の適正な飼養等の指導と実施状況の把握を行うことができ、我が国の生態系等に係る被害が発生することを防ぐことに係る効果の定量化が図れる。

3　負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

（申請者による許可申請等にかかるコストについて）

今回の政令改正により、新たに特定外来生物となる種の飼養等を行う際には、現在飼養しているものを継続する場合であっても主務大臣の許可申請が必要となるため、申請者には許可申請等のための書類作成、提出に係るコストが新たに発生する。その申請件数を正確に予測することは困難であるが、以下により、極めて少ないものと予想される。

Boiga 属（オオガシラ属）全種のうち、５種は既に特定外来生物とされており、32 種は現在未判定外来生物とされている。既に特定外来生物に指定されている５種について、過去の飼養等許可の申請がなされたのは合計３件（2008 年から 2012 年）であった。爬虫類専門ショップホームページによると、新たに特定外来生物となる種のうち３種については、2010 年代にペット販売された事例があったものの、インターネットオークションサービスにおける、2016 年８月から 2026 年８月までのオオガシラ属の実売個体数の実績はなかった。

指定後は愛がんを目的として新たに飼養を開始することはできないため、許可申請が行われるのは、未判定外来生物となる前に輸入されていた個体を起源とする個体に係るものか、動物園等での展示を目的とするもの又は学術研究を目的とするものに限られる見込みである。なお、日本動物園水族館協会の加盟園館における展示動物のデータベースには、オオガシラ属は含まれていない。

新規指定により飼養等の許可申請書の作成提出が必要となるが、飼養する場合には飼養等許可申請、輸入する場合に飼養等許可証の写しの交付申請が必要となる。飼養等許可申請に当たっては、申請書様式に従った申請書の作成のほか、飼養等する施設（おり型施設等）を確保し施設の図面の作成が必要となる。また、個体の識別のためマイクロチップの埋め込みと証明書の添付を行う必要がある。このうち、おり型施設等の飼養施設は特定外来生物ではない場合においても入手するものであるので、この経費を外した申請書作成と添付図面作成に係る費用は１件あたり５万円～30 万円程度､マイクロチップの埋め込みと証明書交付で 5000 円～1 万 5000 円程度が想定される。

＜行政費用＞

（許可申請等審査並びに報告徴収及び立入検査にかかるコスト）

特定外来生物に関する飼養等許可に係る手続は、環境省の地方支分部局である各地方環境局において実施している。令和７年度の全国・全種での飼養許可等の申請取扱件数と国家公務員の平均給与より１件あたりの費用を算定したところ約 8,000 円となった。

4　利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

□意見聴取した　☑意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

□具体の規制内容は、下位の法令で検討されることになるため

□遵守費用が増加せず、規制対象者以外の利害関係者もいないため

□参加者の抽出又は参集が困難なことから、別途、アンケート調査を行っているため

□規制を共管する他の府省で、別途、意見聴取を行っているため

☑その他

（「その他」の具体的理由：Boiga 属（オオガシラ属）32 種は、現時点での市場流通が上記のとおりほぼ見られなかったことから。今回の規制による影響は限定的であると考えられたため、意見聴取は行わなかった。）

５　事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

・

＜上記以外の法令案＞

・施行から５年後（令和 13 年）を目処に事後評価を実施予定。